

平成 20 年度 学校基本調査結果の概要

平成 20 年 5 月 1 日現在で市内に所在する幼稚園・学校等を対象として実施した「学校基本調査（指定統計第 13 号）」のうち、「学校調査」と「卒業後の状況調査」の結果がまとまったので、その概況を公表する。

また、市内に所在する保育所の概況に関する統計表も、併せて掲載する。

調査の概要

1. 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的としている。

2. 調査の範囲

学校調査……………幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、
大学、短期大学、専修学校及び各種学校
卒業後の状況調査……中学校、高等学校、大学及び短期大学の卒業者

3. 調査事項

学校調査

学校の名称、種別及び所在地

学校の特性に関する事項

学部、学科、課程又は学級に関する事項

教員及び職員の数

児童、生徒、学生又は幼児の在籍状況及び出席状況

児童、生徒、学生又は幼児の入学、卒業及び転出入の状況

卒業後の状況調査

学校の名称、種別及び所在地

学校の特性に関する事項

卒業者の卒業時における所属に関する事項

卒業者の進学、就職等の状況

4. 調査の実施時期

学校調査……………毎年 5 月 1 日現在

卒業後の状況調査……前年度間の卒業生（高等学校、特別支援学校の高等部にあつては、
前々年度以前の卒業生で上級の学校に入学を志願したものを含
む。）について、毎年 5 月 1 日現在

（利用上の注意）

学校（園）数には、休校（園）中の学校（園）（児童・生徒のいない校舎）を含む。

入学志願者数において、同一人が 2 校以上に願書を提出し、2 校以上に合格した場合は、
実際に入学した学校の志願者、いずれも不合格の場合は、第 1 志願の学校の志願者とし
て計上している。

高等学校の国立は、大阪教育大学付属高等学校天王寺校舎、平野校舎及び池田校舎の総
計である。

中等教育学校・大学・短期大学は文部科学省の直轄調査の対象であり大阪市では調査を
実施していない。

大学の学校数については、大学本部の所在地での計上である。なお、学部数・学生数に
ついては在籍する学部、研究科等の所在地による。

用語解説

郊外校……………大阪市立学校のうち市外に所在するもの。

専修学校……………学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行い、修業年限1年以上、授業時間数が文部科学大臣所定の時間数以上、教育を受けるものが常時40名以上であるもの（同法第82条の2）

高等課程……………中学校卒業若しくはそれと同等以上の学力があると認められることを入学資格とする課程。

専門課程……………高等学校卒業若しくはそれと同等以上の学力があると認められることを入学資格とする課程。

一般課程……………特に入学資格を定めない課程。

各種学校……………学校教育に類する教育を行う施設で、専修学校以外のもの（同法第83条）。なお、本調査では国公立、及び府知事の認可を受けた私立の各種学校を対象としている。

特別支援学校……………平成19年4月1日学校教育法一部改正前の、盲・聾・養護学校。

中等教育学校……………小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門課程を一貫して施すことを目的とする学校。

修業年限は6年。課程は前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分される。中高一貫とは異なる。（中高一貫校とは、同一の設置者が設置する中学校及び高等学校において、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す学校）

職員……………小・中学校には「職員」として、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならないとしている（法第28条、第40条）

本調査では上記の職員を「教員」と「職員」とに分けている。

教員……………初等中等教育では、校長（園長）、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師の名称を用いている。

長期欠席者数……………義務教育の学校（小・中学校及び特別支援学校の小学部、中学部）で、平成20年3月31日現在の在学者のうち、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に、連続又は断続して30日以上欠席した者を、5月1日を基準に調査し計上している。

ただし、平成19年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった者は除外している。

病気……………本人の心身の故障、けが等。

経済的理由……………家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等。

不登校……………心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者。

学校生活上の影響、あそび、非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるもの。

その他……………保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心などの家庭の事情、外国での外期滞在等、理由が前記に該当しない者。